

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度 申請の手引き



目 次

1. 制度概要	1
2. 目的	1
3. 用語の意義	1
4. 補助対象者・補助対象期間	2
5. 補助対象額	3
6. 制度利用フロー	3
7. 申請期間	4
8. 申請の手続き方法	
(1) 利用者登録	4
(2) 登録内容変更届の提出	9
(3) 補助金の申請	13
9. その他	19
10. Q&A	19

この手引きは本制度の利用を終了するまで使う冊子です。内容は随時更新しますので、最新版は企画課にお問い合わせいただくか、下仁田町ホームページをご確認ください。

令和6年（2024年）12月
下仁田町 企画課

1. 制度概要

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度は、下仁田町と下仁田町内に支店を持つ金融機関が連携して運用する奨学・移住定住促進事業であり、本制度専用奨学ローン「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン（以下、奨学ローン）」の融資を受けた町民が、その利息や元金の相当額を下仁田町から「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金（以下、補助金）」として受け取れる制度です。

下仁田町で育った子どもたちが、教育を受けて成長し、一歩を踏み出そうと下仁田町に帰り、地域で活躍して欲しいとの思いを込めて設立されました。

2. 目的

下仁田町の次代を担う子どもたちが、ふるさとへ愛着を持ち、将来下仁田町で活躍する人財となるべく勉学に励むことを奨励し、下仁田町へ定住することを促進するため、奨学ローンの返済を補助します。

3. 用語の意義

本冊子において使用する用語の意義は次のとおりです。

用語	意義
補助金	ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金 奨学ローンの返済に要した利息及び元金に対して交付
奨学ローン	下仁田町と連携金融機関で設計運用される本制度専用の奨学ローン 奨学生が高校大学等で修学するため、保護者等が連携金融機関から借入
奨学生	在学奨学生・・・高校大学等に在学している者 社会人奨学生・・・在学期間を終え、就労している者、又は主婦（主夫）で、かつ、下仁田町が住所地で居住する者
保護者等	子ども（奨学生）の親、又は親に代わり子を保護する義務のある者で、かつ、下仁田町が住所地で居住しており、奨学ローンを契約する者
連携金融機関	下仁田町と奨学金に関する協定を締結した金融機関 群馬銀行、しのめ信用金庫、群馬県信用組合の各下仁田支店

高校大学等	学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校、若しくはこれらに準ずる教育施設及び養成所等で町長が認めるもの。ただし、大学院は除く。
主婦（主夫）	配偶者と子どもの両方、又は片方がいる者で、かつ、家事・育児を主にする者
町税等	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

4. 補助対象者・補助対象期間

- ① 在学奨学生の保護者等で、奨学生が高校大学等に在学している期間（最長 10 年間）
※ 保護者等が町税等を滞納していないこと。
- ② 社会人奨学生、又は以下に該当する者の保護者等で、奨学ローンを返済する期間（最長 10 年間）
※ 保護者等及び社会人奨学生が町税等を滞納していないこと。

在学期間終了後、就職等して、町外に転出・居住する者	在学期間終了後、3年以内に社会人奨学生に該当した時点で補助対象とする
在学期間終了後、求職中で、下仁田町が住所地で居住する者	就職活動を継続的に行うことを条件に最長1年間
退学し、翌年度の4月1日までに就職し、下仁田町が住所地で居住する者	退学した年度は補助対象の権利を保持し、翌年度4月1日から最長10年間（町外に居住していた場合は、退学後60日以内に転入し下仁田町に居住すること）
大学院に進学する者	在学期間終了後、社会人奨学生に該当すれば補助対象とする（在学期間中は補助対象外）

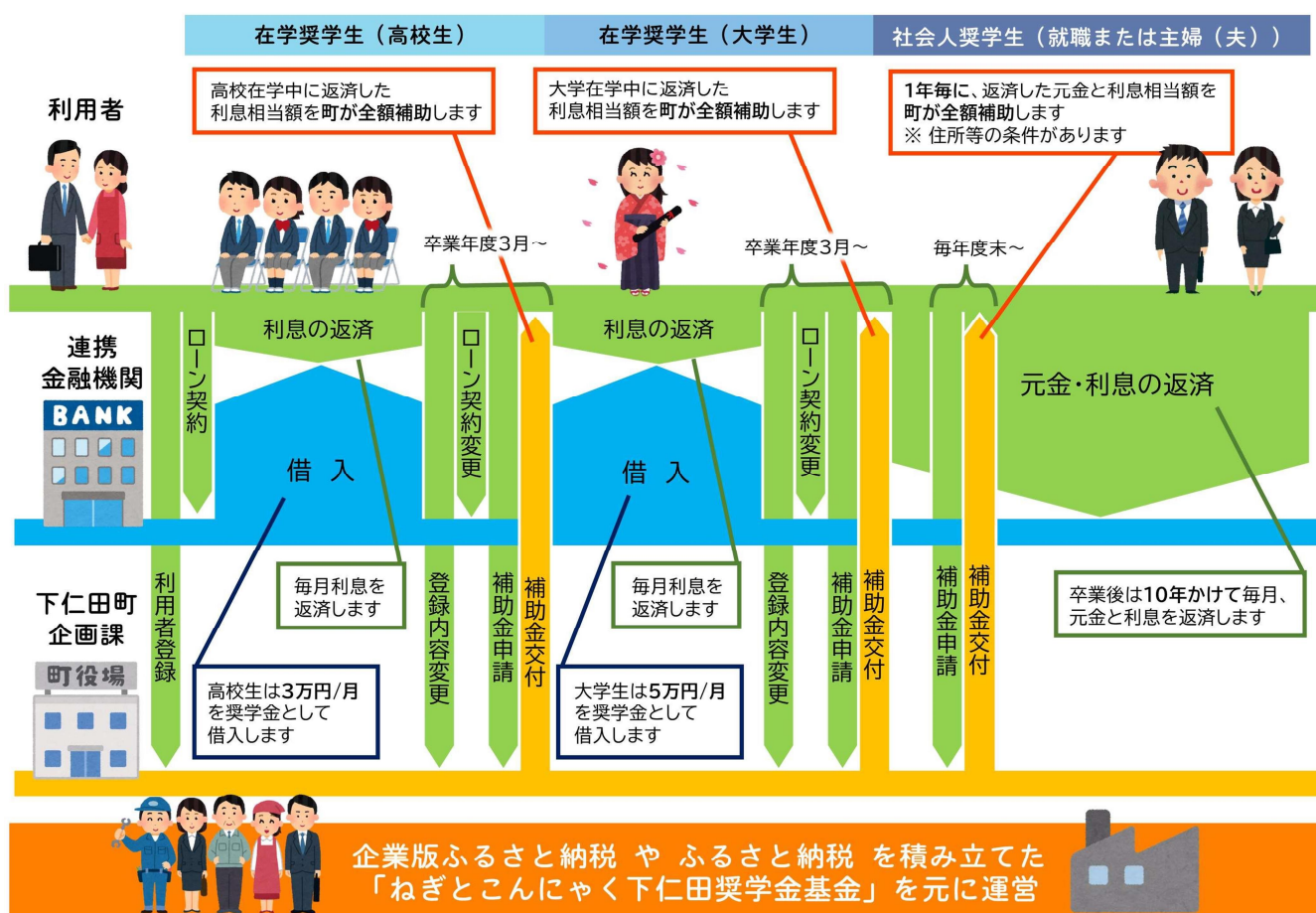
5. 補助対象額

- ① 在学奨学生の保護者等：在学期間に返済した利息に相当する額、又は当該期間に支払うべきと規定された利息額のいずれか少ない額
- ② 社会人奨学生等の保護者等：交付申請する年度に返済した元本金に相当する額、又は当該年度に支払うべきと規定された元利金額のいずれか少ない額

6. 制度利用フロー

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度（概要）

※ 高校3年間、大学4年間、返済10年間の想定



7. 申請期間

- ① 利用者登録：（翌年度 4 月から借入を希望）2 月頃～（広報しもにた、HP 等でお知らせ）
在學生は随時申請可能
- ② 登録内容変更届の提出：（進学、就職による変更）3 月頃～（該当者には通知を送付）
登録内容に変更が生じた際は、速やかに提出すること
- ③ 補助金の申請（交付申請及び実績報告兼請求）
 - ア. 高校大学等の卒業年度：登録内容変更後～4月30日
 - イ. 社会人奨学生の返済期間 10 年間の各年度：4月1日～4月30日

※ 上記期間は目安です。期間内の申請が難しい場合は、お早めにご連絡ください。

8. 申請の手続き方法

（1）利用者登録

利用申出書の提出は、奨学生の保護者等が行ってください。保護者等が利用者になります。

① 提出書類等

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金利用申出書	様式第 1 号
確認書	様式第 2 号
○添付書類	
保護者等の本人確認書類	写
合格通知書・入学許可書・在学証明書等、学生証のいずれか	写
○奨学ローン契約後の添付書類	
奨学ローンの契約に関する書類一式	写
（上記書類で確認できない場合）奨学ローン返済用口座の通帳	写

② 提出方法

提出書類等を企画課へ持参、または郵送でご提出ください。

【注意点】

- 様式第1号、第2号に必要事項を記入し、提出書類等を企画課に提出した上で、連携金融機関にて奨学ローンの契約を締結してください。
- 奨学ローンの契約が終了したら、契約に関する書類一式の写しを企画課に提出してください。
- 利用者登録において、保護者等の同意を得た上で、町が保護者等と奨学生の住民基本台帳情報について調査をします。
- 様式第1号の記入内容等に不備があった場合、訂正が必要になります。様式第1号を提出した日の翌月末までに訂正がない、又は書類の提出がない場合は、登録を取り下げたものとみなします。
- 合格通知書等が用意できない場合はご相談ください。

③ 登録の認定

審査の結果、申請内容が適正である時は、保護者等あてに登録通知書（様式第3号）を送付します。

※ 申請内容に虚偽、又は誤り等が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

④ 記入例

・利用申出書（様式第1号）… 奨学ローンの契約前

様式第1号（第7条関係）

奨学ローン契約の前

提出日 令和 7 年 3 月 1 日

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金利用申出書

ご本人様の自署

下仁田町長 様

保護者等 署名 下仁田 花子

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申出します。

奨学生	氏名 しもにた まなぶ 下仁田 学	居住地 (〒 123 - 4567) 〇〇県△△市□□町●●	生年月日 平成18年4月2日
保護者等 (利用者)	氏名 しもにた はなこ 下仁田 花子	住所 (居住地が別の場合は両方記入) 下仁田町大字下仁田▲▲ (居住地 下仁田町大字馬山■●)	携帯電話番号 090-0000 -△△△△
高校 大学等	学校名・学部名 青空大学 教育学部	所在地 (〒 123 - 4567) 〇〇県△△市□□町■●	灰色部分はローン契約後に記入
在学期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 11 年 3 月 31 日	1 年生 (4 年制)	
返済用 口座	※ 該当する□に✓を入れてください。 ☐ 群馬銀行 ☐ 下仁田支店 ☐ 西牧支店 関係書類を添付	口座番号 コウザ メイ'ン	※ 返済用口座が補助金の振込先になります。

【関係書類】

- ☒ 保護者等の本人確認書類（写）
- ☒ 奨学生の合格通知書・入学許可書・在学証明書・学生証のいずれか（写）

【ローン契約後の提出書類】

- ☐ ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの契約書類一式（写）
- ☐ （上記で返済用口座が確認できない場合のみ）返済用口座の通帳（写）

【事務局処理欄】

住基確認日・確認者 -7.03.01 	☒ 保護者等の住所確認 奨学生との続柄 ()	受領印が押されている本書の写しを 連携金融機関に持参し、ローンを契約
受領日	処理日	
摘要		

町で本申出書の受付後に、連携金融機関で「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」の契約をしてください。受給要件を満たす期間に返済した利息及び元金が本制度の補助対象となります。



・利用申出書（様式第1号） … 奨学ローンの契約後

様式第1号（第7条関係）

奨学ローン契約の後

提出日 令和 7 年 3 月 1 日

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金利用申出書

ご本人様の自署

下仁田町長 様

保護者等 署名 下仁田 花子

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申出します。

奨学生	氏名 しもにた まなぶ 下仁田 学	居住地（〒123 - 4567） 〇〇県△△市□□町●●	生年月日 平成18年4月2日
保護者等 （利用者）	氏名 しもにた はなこ 下仁田 花子	住所（居住地が別の場合は両方記入） 下仁田町大字下仁田▲▲ （居住地 下仁田町大字馬山■●）	携帯電話番号 090-0000 -△△△△
高校 大学等	学校名・学部名 青空大学 教育学部	所在地（〒123 - 4567） ローン契約後に契約情報を追記	
在学 期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 11 年 3 月 31 日	1 年生 （ 4 年制）	借入 期間 令和 7 年 4 月 10 日 ～令和 11 年 3 月 10 日
返済用 口座	※ 該当する□に✓を入れてください。 ☒ 群馬銀行 ☐ 群馬県信用組合 ☐ しのめ信用金庫 ☒ 下仁田支店 ☐ 西牧支店	口座番号 0 0 0 0 0 0 0 コサ メイ ニ シモニタ ハナコ	※返済用口座が補助金の振込先になります。

ローン契約後の提出書類を提出

- ☒ 保護者等の本人確認書類（写）
☒ 奨学生の合格通知書・入学許可書・在学証明書・学生証のいずれか（写）
【ローン契約後の提出書類】 ☒ ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの契約書類一式（写）
☐ （上記で返済用口座が確認できない場合のみ）返済用口座の通帳（写）

【事務局処理欄】

住基確認日・確認者 -7.03.01 ㊟	☒ 保護者等の住所確認 奨学生との続柄（世帯主と子）
受領日	処理日 通知日
摘要	

町で本中出書の受付後に、連携金融機関で「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」の契約をしてください。受給要件を満たす期間に返済した利息及び元金が本制度の補助対象となります。



・確認書（様式第2号）

様式第2号（第7条関係）

※ 太枠の中を記入してください

提出日 令和 7 年 3 月 1 日

確 認 書

ご本人様の自署

必ず全事項を確認、了承した上で
チェックを記入

保護者等
(署名)

下仁田 花子

☒ 私は、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度に関する次の事項を確認、了承しました。

※ 以下の事項について確認、了承されましたら、上の□にチェックを入れてください。

この奨学金制度は、保護者等が連携金融機関から本制度の専用奨学ローン「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」を借り入れ、返済を行い、返済額の全部又は一部について町が保護者等に補助金を交付するものです。

この奨学ローンの融資額は、高校生と予備校生は月額3万円、大学生等（注1）は月額5万円、ローン契約者の返済用口座とは別に、奨学生本人の口座へ振り込まれます。

この奨学ローンは、借り入れた月から利息の支払が発生します。また、返済については元利均等毎月払いで、高校大学等の在学期間終了後、10年間で。

この奨学ローンは変動金利です。また、融資期間は連携金融機関の審査により変動します。

様式第1号「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金利用申出書」及び様式第2号「確認書」等に記載してある確認事項のほか、連携金融機関の融資条件があります。

保護者等が奨学ローン借入期間に転出もしくは町外に居住した場合、補助金を受けることはできません。但し、保護者等が町に住民登録し、実際に居住していた期間の補助金は受けることができます。

保護者等が奨学ローン元利金の返済期間に、社会人奨学生が転出もしくは町外に居住した場合、補助金を受けることはできません。但し、社会人奨学生が町に住民登録し、実際に居住していた期間の補助金は受けることができます。

補助金の対象は、保護者等が補助対象期間の毎年4月から翌年3月までに返済した奨学ローンの利息及び元金で、請求後60日以内に保護者等の口座へ振り込まれます。（在学期間中に返済した利息は卒業年度にまとめて請求）（補助金額の上限あり）

この補助金を受けるには、様式第6号「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金補助金交付申請及び実績報告兼請求書」と添付書類を下仁田町へ提出する必要があります。

当該年度中に書類の不備等により補助金を受けることができなかった場合、翌年度以降に当該年度分の補助金を受けることはできません。

奨学生が失踪もしくは死亡した場合、補助金を受けることはできません。

提供された個人情報、本奨学金制度の目的以外では使用しません。なお、本奨学金制度の利用にあたり必要となる事項については、下仁田町と連携金融機関において情報共有します。また、利用実態の把握等の確認調査を行う場合があります。

この奨学金制度の利用にあたり、保護者等の属する世帯全員及び奨学生の住民基本台帳情報と、保護者等と社会人奨学生が町税等（注2）を滞納していないことを下仁田町が調査することに同意します。

保護者等もしくは奨学生の届出内容に変更が生じた場合には、速やかに様式第4号「登録内容変更届」を提出してください。この届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には、補助金の返還となる場合があります。

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付要綱及び、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付に係る留意事項について確認し、その内容を理解しました。

（注1）大学生等は、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校又はこれらに準ずる教育施設及び養成所等に在学する者であって、町長が認めるもの。但し、大学院を除く。

（注2）町税等…町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

(2) 登録内容変更届の提出

登録内容に変更が生じた際は、速やかに提出してください。

① 届出が必要な変更・添付書類（様式第4号の裏面に記載）

NO.	届出内容	添付書類
1	進学・転校による学校の変更	入学の事実と期日が分かる書類（写）
2	奨学ローンの解約	解約日・金額等が分かる契約書（写）
3	高校大学等を留年・休学した	留年・休学の事実と期間が分かる証明書（写）
4	高校大学等を自主退学した	退学証明書（写）
5	高校大学等から退学処分を受けた	退学証明書（写）
6	就職による変更	卒業証書（写）・採用通知等（写）
7	就業による変更（自営業者等）	卒業証書（写）・在住確認書（様式 A）
8	求職活動による変更	求職活動をしている事実が分かる書類（写）
9	離職・転職をした	離職証明書（写）・採用通知等（写）
10	町外への転出・居住地変更による失格	転出及び居住地がわかる書類（写）
11	主婦（主夫）となった	配偶者と子どもの両方、又は片方が確認できる書類（写）
12	その他	事由に関連する書類一式

② 提出書類等

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金登録内容変更届	様式第4号
○添付書類	
奨学ローンの契約変更に関する書類一式 ※	写
①の添付書類	

※ 奨学ローンの契約変更が必要な場合に限りです。

③ 提出方法

提出書類等を企画課へ持参、または郵送でご提出ください。

【注意点】

- 登録内容変更届の提出において、添付書類の代わりに、保護者等の同意を得た上で、町が保護者等や奨学生住民基本台帳情報について調査をすることがあります。

④ 登録の終了

登録内容の変更により、保護者等及び奨学生としての資格を喪失等した場合は、登録終了通知書（様式第5号）の送付により登録を終了いたします。

⑤ 補助金の返還

登録内容の変更により、補助金の返還が生じる場合があります。その場合は、補助金返還命令通知書（様式第8号）を送付しますので、返還の手続きをお願いします。

⑥ 記入例

・登録内容変更届（様式第4号）… 進学による学校の変更

様式第4号（第9、11条関係）

提出日 令和 7 年 3 月 10 日

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金登録内容変更届

下仁田町長 様

ご本人様の自署

【例1】進学による学校の変更

- ・変更番号は本書裏面を参照
- ・備考欄は、特記事項があるときに記入

保護者等 署名 下仁田 花子

交付要綱の規定により、関係書類を添えて届出します。

奨学生氏名 下仁田 学（1,000）

変更番号 【 1 】 ※裏面参照

備考

変更番号 【 】 ※裏面参照

備考

●進学・就職等変更内容

【届出年】 令和 7 年度		【奨学生区分】 在学奨学生 ・ 社会人奨学生	
進学先	学校名	在学期間	
	青空大学 教育学部	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日	
就職先	会社名	所在地	
		〇〇県△△市□□町■	
	(就職日) 令和 年 月 日	(ローン完済予定) 令和 年 月	(卒業) 令和 年 月

—添付書類—

※裏面参照「変更番号とその内容」の必要書類を添付

【必要書類】

- ・入学の事実と期日が分かる書類（写）
- ・奨学ローンの契約書類一式（写）
- ※ ローンの契約変更後の書類を提出

事務局処理欄

受領日	処理日
摘要	

受領印が押されている本書の写しを
連携金融機関に持参し、ローンの契約を変更

※本様式による届出は

してください。諸般の事情により迅速な届出が難しい場合は、変更発生とその事由について必ず下仁田町役場企画課までご連絡ください。



・登録内容変更届（様式第4号）… 就職による変更

様式第4号（第9、11条関係）

提出日 令和7年3月10日

ねぎとこんにやく下仁田奨学金登録内容変更届

下仁田町長 様

ご本人様の自署

【例2】就職による変更

- ・変更番号は本書裏面を参照
- ・備考欄は、特記事項があるときに記入

保護者等 署名 下仁田 花子

交付要綱の規定により、関係書類を添えて届出します。

奨学生氏名 下仁田 学（1,000）

変更番号 【6】 ※裏面参照

備考

変更番号 【 】 ※裏面参照

備考

●進学・就職等変更内容

【届出年】 令和7年度		【奨学生区分】 在学奨学生 ・ 社会人奨学生	
進学先	学校名	在学期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
就職先	会社名	所在地	
	青空商事 株式会社	下仁田町大字下仁田〇〇番地△△	
	(就職日) 令和7年4月1日	(ローン完済予定) 令和17年3月	(卒業) 令和7年3月

一添付書類一

※裏面参照「変更番号とその内容」の必要書類を添付

【必要書類】

- ・卒業証書（写）
- ・採用通知等（写）
- ・奨学ローンの契約書類一式（写）
- ※ ローンの契約変更後の書類を提出

事務局処理欄

受領日	処理日
摘要	

受領印が押されている本書の写しを
連携金融機関に持参し、ローンの契約を変更

※本様式による届出は

してください。諸般の事情により迅速な届出が難しい場合は、変更発生とその事由について必ず下仁田町役場企画課までご連絡ください。

受付No. 1,000

ねぎとこんにやく下仁田奨学金

-7.03.10



下仁田町



（３）補助金の申請（交付申請及び実績報告兼請求）

補助金を受けようとするものは、申請期間内に申請をしてください。

① 提出書類等

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金補助金交付申請 及び実績報告兼請求書	様式第６号
○添付書類	
保護者等の本人確認書類	写
（群馬銀行利用者）金融機関が発行する奨学ローン利用証明書 ※１	原本
○社会人奨学生区分の添付書類	
在住確認書（様式Ａ）、又は社員証明書（様式Ｂ） ※２	様式Ａ・Ｂ
（求職中の場合）就職活動をしていることを証明できる書類	写

※１ 群馬銀行利用者は窓口で発行手続きが必要です。その他の金融機関利用者は、企画課が金融機関から直接提出を受けるため手続きは不要です。

※２ 自営業者又は家族経営の社員、主婦（主夫）、無職の場合は、様式Ａに区長等から確認署名をいただいでください。会社員等の場合は、様式Ｂに勤務先から確認署名をいただいでください。

② 提出方法

提出書類等を企画課へ持参、または郵送でご提出ください。

【注意点】

- ・補助金の申請において、保護者等の同意を得た上で、町が保護者等と社会人奨学生の住民基本台帳情報及び町税等の納付状況について調査をします。
- ・奨学生の区分により添付書類が違いますので、ご確認をお願いします。
- ・在学奨学生の高校大学等の卒業年度の申請は、先に登録内容変更届の提出を済ませてください。
- ・様式第６号の記入内容等に不備があった場合、書類の訂正が必要になります。様式第６号を提出した日の翌月１５日までに訂正がない、又は書類の提出がない場合は、申請は無効となります。
- ・添付書類が申請期間内に用意できない場合はご相談ください。
- ・期限までに提出書類等を提出しなかった場合は、補助金の交付ができません。申請期間

内に必ず手続きを行ってください。

③ 補助金の交付決定

申請の内容が適正であると認められる時は、保護者等あてに補助金交付（変更交付・不交付）決定・確定通知書（様式第7号）を送付します。なお、申請内容を確認するために、聞き取りや確認調査を行う場合がありますので、ご了解とご協力をお願いします。

④ 記入例

・補助金交付申請及び実績報告兼請求書（様式第6号）… 在学奨学生の卒業年度

様式第6号（第11、14条関係）

在学奨学生（利息の請求）

令和 7 年 3 月 15 日

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金補助金交付申請及び実績報告兼請求書

下仁田町長 様

ご本人様の自署

保護者等 署名 下仁田 花子

内容が印字されている場合は、記載内容に誤りがないか確認

交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付申請					
対象年度	令和3年度～令和6年度	奨学生区分	在学生	在学4年目	通算7年 返済 年目
高校大学等	青空大学 教育学部	4年生	就学期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日		
就職先	所在地				
	就職日 令和 年 月 日	ローン完済予定 令和 年 月	卒業 令和 年 月		
要件確認	☒ ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金 住民基本台帳情報及び町税等の納付状況 上記に同意する場合は□に✓を入れてください				
同意する場合はチェックを記入		☐ 社会人奨学生 ☐ 社会人奨学生			

氏名・住所（居住地）・電話番号に変更があれば、変更欄に記入
※ その他の変更は「登録内容変更届（様式第4号）」を提出

実績報告・請求			
奨学生番号：1,000	奨学金区分	在学生	令和6年度請求金額： 円
奨学生	下仁田 学	〇〇県△△市□□町●●	平成15年4月2日
(変更)		下仁田町大字下仁田▲▲	
保護者等	下仁田 花子	下仁田町大字下仁田▲▲ (居住地 下仁田町大字馬山■●)	090-〇〇〇〇-△△△△
(変更)			
高校大学等	青空大学 教育学部	4年生	就学期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日 請求期間 令和3年4月10日～令和7年3月10日
就職先	就職日 令和 年 月 日		
該当する関係書類を添付	借入期間	借入金額 2,880,000 円	
	令和3年4月10日～	請求元本 円	
	令和7年3月10日まで	請求利息 円	

【関係書類】

☒ 保護者等の本人確認書類（写）

☐ （社会人奨学生の場合）社員（在住）証明書

☐ （群馬銀行利用者の場合）金融機関の返済額証明書

届出内容に変更があるとき、住所(居住地)・氏名・電話番号については本書の変更欄に変更後情報を記入してください。その他の変更がある場合は、様式第4号により変更を届出してください。

・補助金交付申請及び実績報告兼請求書（様式第6号） … 社会人奨学生（毎年度）

様式第6号（第11、14条関係）

社会人奨学生（元利金の請求）

令和7年4月1日

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金補助金交付申請及び実績報告兼請求書

下仁田町長 様

ご本人様の自署

内容が印字されている場合は、記載内容に誤りがないか確認

保護者等 署名 下仁田 花子

交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付申請					
対象年度	令和6年度	奨学生区分	社会人	在学 年目	通算8年 返済1年目
高校大学等		年生		就学期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
就職先	青空商事 株式会社	所在地	下仁田町大字下仁田〇〇番地△△		
	就職日 令和6年4月1日	ローン完済予定	令和16年3月	卒業	令和6年3月
要件確認	☒ ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補 住民基本台帳情報及び町税等の納付状 上記に同意する場合は□に✓を入れてくだ				
	☐ 社会人奨学生 ☐ 社会人奨学生				
同意する場合はチェックを記入					
氏名・住所（居住地）・電話番号に変更があれば、変更欄に記入 ※ その他の変更は「登録内容変更届（様式第4号）」を提出					
実績報告・請求					
奨学生番号	1,000	奨学金区分	社会人	令和6年度請求	請求金額： 円
奨学生	下仁田 学	下仁田町大字下仁田▲▲			平成14年4月2日
(変更)		下仁田町大字馬山■			
保護者等	下仁田 花子	下仁田町大字下仁田▲▲			090-〇〇〇〇-△△△△
(変更)		(居住地 下仁田町大字馬山■)			
高校大学等		年生		就学期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
				請求期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
就職先	青空商事 株式会社	下仁田町大字下仁田〇〇番地△△		就職日	令和6年4月1日
該当する関係書類を添付		借入期間	借入金額	2,880,000 円	
		平成29年4月10日～	請求元本	円	
		令和6年3月10日まで	請求利息	円	

【関係書類】

- ☒ 保護者等の本人確認書類（写）
- ☒ （社会人奨学生の場合）社員（在住）証明書
- ☐ （群馬銀行利用者の場合）金融機関の返済額証明書

届出内容に変更があるとき、住所(居住地)・氏名・電話番号については本書の変更欄に変更後情報を記入してください。その他の変更がある場合は、様式第4号により変更を届出してください。

・在住確認書（様式 A）

※ 社会人奨学生で、自営業者又は家族経営の社員、主婦（主夫）、無職の場合

[様式A]（社会人奨学生が自営業者又は家族経営の社員・無職の場合）

在 住 確 認 書

太枠内は社会人奨学生が
自分で記入

※太枠内は社会人奨学生が記入してください。

ふりがな 奨学生の氏名	しもにた まなぶ 下仁田 学	「ねぎとこんにやく下仁田奨学金」 受付No: 1,000	
生年月日	平成 14 年 4 月 2 日	性 別	☒ 男・女 (どちらかを○で囲う)
住 所	下仁田町大字 下仁田▲▲		
上記住所地の 居住期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日		

下仁田町長 様

申請年度内（4/1～3/31）で
実際に居住した期間

上記の者が記載の住所に居住していることを確認しました。

親族以外の区長、
組長、班長に
確認、記入してもらう

確認年月日: **令和7年4月1日**

役 職 等 : **〇〇区長**

住 所 : **下仁田町大字下仁田〇〇**

氏 名 : **荒船 風男**  印

注1) 確認をしていただく方については、親族以外の区長、組長又は班長とします。

注2) 年度の途中で町内転居した場合は、新住所における在住確認書が別途必要です。

注3) 本書は、ねぎとこんにやく下仁田奨学金償還補助金請求の添付書類として使用します。

・社員証明書（通勤状況証明書）（様式B）

※ 社会人奨学生で、会社員等の場合

[様式B]（社会人奨学生が会社員等の場合）

社員証明書（通勤状況証明書）

全ての事項を就業先の
事業者様に記入してもらう

証明期間： 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日

勤務地等	勤務先の名称	青空商事 株式会社	
	勤務地住所	下仁田町大字下仁田〇〇番地△	
	就業予定期間	始期： 令和6 年 4 月 1 日 終期： 年 月 日（予定）	
勤務者の氏名及び住所の履歴	ふりがな 氏 名	しもにた まなぶ 下仁田 学 （入社/入職日： 令和6年4月1日 ）	
	住 所	下仁田町大字下仁田▲▲	
	上記住所地の居住期間	令和6 年 4 月 1 日 ～ 令和6 年 9 月 30 日	
	住 所	下仁田町大字馬山■	
	上記住所地の居住期間	令和6 年 10 月 1 日 ～ 令和7 年 3 月 31 日	
	住 所		
	上記住所地の居住期間	年 月 日 ～ 年 月 日 本書は居住地を証明する書類のため、 証明期間内に変更があった場合は全て記入	
	住 所		
	上記住所地の居住期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	住 所		
上記住所地の居住期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

下仁田町長 様

上記の者は証明期間中において、当社(団体)に勤務し、住所地から通勤していたことを証明します。

令和7 年 4 月 1 日

所在地 下仁田町大字下仁田〇〇番地△△

事業所名 青空商事 株式会社

代表者名 代表取締役 荒船 風男 

電話番号 0000(00)0000

担当者名 □□部 人事担当 妙義 桜

注1 証明期間内に勤務地が変更となった場合は別途証明が必要です。

注2 証明期間内に通勤内容(勤務者の氏名及び住所)が変更となった場合はすべて記入してください。

注3 代表取締役(個人経営の場合は事業主)、支店長、営業所長等が証明してください。

注4 本書は、ねごとこんにやく下仁田奨学金償還補助金請求の添付書類として使用します。

9. その他

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度は、「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金」により運営されています。この基金の原資は、本制度にご賛同をいただいた多くの企業様の「企業版ふるさと納税」によるものです。また、連携金融機関と協定を締結し、独自の奨学ローンにより本制度が成立しています。奨学生及び保護者等様は、その浄財や多くの関係企業等のご支援によって本制度が成立していることをご理解の上、ご活用をお願いいたします。

事業活動やアンケート調査等をお願いする場合がありますので、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

10. Q&A

○補助要件に関すること

Q1. 学生が奨学金を借入返済していくのですか？

A. 奨学生の保護者等が、連携金融機関と卒業後 10 年間で返済をしていく奨学ローンを契約します。

在学中の毎月の借入金は奨学生の口座に入金され、利息は保護者等の口座から引き落とされます。本制度では、返済した元利金が補助の対象となります。

Q2. 「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」の毎月の金額はいくらですか？

A. 高校生 3 万円／毎月、大学生等 5 万円／毎月 です。

Q3. 奨学生の対象年齢に制限はありますか？

A. 奨学生として登録時の年度末において 22 歳未満の者です。

Q4. 奨学生は町内に居住していなければならないのですか？

A. 在学奨学生は居住地域に制限はありません。しかし、社会人奨学生として卒業後に補助金を受ける場合は、町に住民登録し、かつ、実際に居住していることが必須になります。

Q5. 保護者等は町内に居住していなければならないのですか？

A. 保護者等は奨学生の区分に関わらず、町に住民登録し、かつ、実際に居住していることが必須になります。

○奨学ローンの契約について

Q6. 金融機関の奨学ローン等を受けていれば対象になりますか？

A. 連携金融機関で契約できる本制度専用の奨学ローン「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」が対象です。他のローン商品は対象にはなりません。

Q7. 奨学ローンの契約をしないと補助金は受けられませんか？

A. 受けられません。「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」を保護者等が契約する必要があります。

Q8. 奨学ローンの契約を解約しても、補助金は受けられますか？

A. 受けられません。解約する前に返済した利息部分のみ補助対象となる場合があります。

Q9. 奨学ローンの一括返済、又は繰上返済をした場合は、補助金は受けられますか？

A. 奨学ローンの一括返済、又は繰上返済を行った場合、該当する返済額に対して補助金は交付しません。また、繰上返済以降は補助金は交付しません。

Q10. 2 か所以上の連携金融機関と奨学ローンの契約を結ぶことはできますか？

A. できません。本制度は、1 人の奨学生に対し、1 人の保護者等が、1 つの金融機関から奨学ローンを借入する制度です。

○申請に関すること

Q11. 在学証明書がありません。全ての書類が揃わないと利用者登録等はできませんか？

A. 事由によっては、申請時に添付書類が揃わなくても、受付する場合があります。ご相談ください。

Q12. 年度途中で利用者登録ができますか？

A. 随時受付しています。新入学時の申請以外はどのタイミングでも申請していただけます。ただし、補助金の申請は期間が決められていますので、ご注意ください。

Q13. 補助金の申請が期限までにできませんでした。翌年度に補助金の申請をできますか？

A. 期限を過ぎた分の補助金は、請求権が消滅します。翌年度に受け取ることはできません。

○登録内容変更届に関すること

Q14. 学校を休学することになりました。補助金の対象になりますか？

A. 休学期間も 1 年間は対象になります。(奨学ローンの契約継続が必須。)ただし、1 年を超える期間

の休学は対象になりません。休学となったら直ちに登録内容変更届の提出をお願いします。

Q15. 学校を退学することになりました。補助金の対象になりますか？

A. 退学後、60 日以内に町内に転入・居住し、その年度の翌 4 月 1 日に就職している場合は対象になります。（奨学ローン契約の返済移行契約が必須。）登録内容変更届の提出をお願いします。

Q16. 卒業後、町に居住しますが就業する予定がありません。補助金の対象になりますか？

A. 卒業後、1 年間は就職活動の猶予期間があります。（奨学ローンの契約継続が必須。）卒業の年の翌 4 月 1 日に就職していれば対象になります。登録内容変更届の提出をお願いします。

Q17. 卒業後、1 年間町外に居住し、就職していましたが、都合により町内に戻り、地元就職することになりました。補助金の対象になりますか？

A. 卒業後に町外で居住及び就職した場合でも、3 年以内に社会人奨学生に該当すれば対象になります。（奨学ローンの契約継続が必須。）登録内容変更届の提出をお願いします。

○その他

Q18. 他の奨学金を受けていても対象になりますか？

A. 対象になります。連携金融機関で「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」を契約できる方は補助対象です。他の奨学金を受けている場合は、その旨の報告をお願いします。

Q19. 補助金を受けた場合は、課税所得に当たりますか？

A. 税法上の一時所得とみなされます。

Q20. この制度の原資はなんですか？

A. この制度は、「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金」により運営をされています。その原資は、多くの企業様からの「企業版ふるさと納税」等のご寄附によるものです。

メモ

問い合わせ先

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682番地

企画課 地域創生係

電 話：0274-64-8809

FAX：0274-82-5766



ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度のホームページ

- 下仁田町公式HP

<https://www.town.shimonita.lg.jp/kikaku-zaisei/m05/m08/to/20210224162043.html>

